

第 27 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事 議案第 1 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
- 4 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
②農地パトロールの結果速報値について
- 5 協議事項 (1)農地パトロールについて
 - ・最終確定日について
 - ・最終確定日以降の流れについて
 - ・遊休農地解消補助金について
 - ・感想等(2)非農地判断について
(3)農地利用調整と貸付け・売渡し希望農地の
情報公開について（別添資料）
(4)その他
- 6 農業委員会の法令遵守について
- 7 そ の 他

8 出席農業委員 (10人)

倉田明彦	征矢昌博	小林美晴	唐木義秋
原 聡美	太田和也	唐木義秋	城田忠志
伊藤良夫	唐澤 忠		

9 欠席委員

堀 敬一			
------	--	--	--

10 議事録署名委員

倉田明彦	征矢昌博
------	------

11 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	
------	------	------	--

12 出席事務局職員

事務局長		事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介		

事務局	<p>開会前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政情報報告
伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>現在出席の農業委員数は11名中10名です。農地利用最適化推進委員の皆さんは4名中3名の出席をいただいております。</p> <p>農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、ただ今から第27回農業委員会総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局	<p>以降、会議規則第4条の規定により唐澤会長に議長となっただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、倉田明彦委員と征矢昌博委員を指名します。</p>
議長	<p>1 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第5条関係についての審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>1件 2筆</p>
議長	<p>事務局から説明をいただきましたが、酒井委員より補足がありましたらお願いします。</p>
酒井明委員	<p>譲渡人の■■■■は、5年ぐらい前から■■■■を辞め、■■■■もないということで、前々から処分したいということでした。</p> <p>申請地の前の宅地と雑種地になっている所に牛舎があるわけですが、今回、そこと東側の畑を■■■■が■■■■■■■■■■にしたいということです。</p> <p>この■■■■も■■■■で■■■■■■■■■■で、また、先ほど説明がありましたように、面積が広いので開発行為申請や地元説明会も許可後に行っていくようですので、特段問題がないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>酒井委員より説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。</p>

	資料3ページにある後日申請予定というのは何なんですか。
事務局	資料の黄色に色づけた土地ですが、農振農用地となっております。 今回、[]は道路拡幅工事により移転は余儀ない状況となりますが、ここが残っていても事業は開始できるようです。 残地となってしまうため、この農地についても一体利用していくとのことで、農振農用地以外を先に転用し、農振農用地については後日農振除外申請を出すということだそうです。
議長	この図の宅地とかの部分には畜舎があるんですよね？
酒井明委員	畜舎というか、鉄骨で建てられた資材置き場のような牧草置き場があります。
議長	きっと全部それは取り壊すんだよね。
酒井明委員	牛舎からはじめて全部解体するということだそうです。
議長	他にご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	番号1の案件につきまして、質問・ご意見なければ許可するという形でご異議ございませんでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	番号1の案件につきましては、許可と致します。
	2 報告事項 報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について
事務局	報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について報告 2件 13筆
議長	相続の関係でございますが、ご意見・ご質問ございますか。 7-11の関係の[]は[]の方ですよね。なので、こちらに来て耕作するという形ではないと思うのですが、この土地は現在誰が耕作されていますか。

事務局	農地台帳上は自作となっております。また確認して報告致します。
議長	他にご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	報告事項①につきまして、ご意見・ご質問等なければ受理するという形でご異議ございませんでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	報告事項①につきましては、受理と致します。 続きまして、報告事項の② 農地パトロールの結果速報値について事務局よりお願いします。
事務局	続きまして資料6ページからになりますが、ご覧いただければと思います。 先日はお盆明けという時期でしたが、ご協力いただきまして無事に農地パトロールを終えることができました。ありがとうございます。 結果速報値ということで、各地区ごと筆数と面積を表に載せておりますが、1号緑区分に関して今年度は、55筆で面積が46,024㎡となっております。 1号黄色区分が35筆で面積が30,225㎡、2号は1筆960㎡、再生困難が4筆で2,146㎡合計で95筆79,355㎡となります。 隣の欄に令和6年度の結果もありますが、今年度は、昨年度より13筆ほど増えております。 その下の要注意農地ですが、昨年度より筆数が多少増えております。 遊休農地から解消した筆数については昨年度より増えております。 また、速報結果については、地区ごとに詳細をお配りしております。 毎年、速報を出したあとに再度、現地確認をして頂き、大体毎年9月20日頃に、確定値を出しているのですが、今年は9月22日を確定日とさせていただければと思っていますので、それまでにお配りした資料をご覧いただいて、もし状況が変わっているような場所があれば、ご報告いただき、確定値に反映しますので、よろしくお願いします。
議長	農地パトロールの速報値を報告いただきましたが、増えたということは非常に残念です。 集落別に去年との対比が出ていないので、どこが増えたのかというのはわからないわけですが、回ってみて自分の地域は増えたという感じの地区は発表していただければ嬉しいなと思いますが、まず久保はどうですか。

<p>倉田明彦委員</p>	<p>遊休農地は増えております。</p> <p>今年になって全く手が入っていない土地があるという情報がありまして、本来であれば私どもがパトロールしながら日々の中で、確認していかなきゃならない部分だったのですが、その部分を見落とししてしまっていたという所があり、そこは反省をするところであります。</p> <p>当該地は西天竜水系の一等地で筆数も多く、土地所有者は[REDACTED]ではないのですが、数年前に地元の方から農地を取得しましたが[REDACTED] [REDACTED]手が入らなかったという情報を掴んでおります。</p> <p>現況のままでは放置できないという状況の中で、事務局を通じて、ご本人に期限を決めて、お盆明けまでに何とか解消してほしいと促したところ、20日の久保地区のパトロール時には、事務局の督促が功を奏して何とか耕起だけはしていただきました。</p> <p>一応確認ができたため要注意ということで判断させていただきましたが、西天竜水系の所だけではなく、伊那土地改良区とちょうど飯田線の東側である伊那土地改良区の水系になりますが、全く同じ状況の所が2筆ほどありました。</p> <p>また、農家組合長さんも同行していたため、組合長さんが耕作している伊那土地改良区内で新規発生した所について情報提供があり、カウントしました。</p> <p>特に伊那土地の水系は、白地の土地であるということで、毎年のように、新しい住宅やアパートが建設されている区域です。</p> <p>宅地化により農地が開かれてしまう中で、今まで生業としてやってこられた専業農家の方たちが非常に作りにくいという状況も出てきていまして、現状の中でいきますと、非常に耕作が困難であるかと思えます。</p> <p>場合によっては入る場所もないようで、そこまでは踏査ができませんでしたが、いずれにしても今後このまま放ってはいけないうような所であると考えますと、今後、特に伊那土地の水系については、対処方法をどういう風にしていくかというところが悩ましいです。</p> <p>いずれにしても、今までなかったところが、今回、面積的にはだいぶ増えたということで、引き続き耕作者あるいは所有者に管理を促していくというところ です。</p>
<p>議 長</p>	<p>前段の[REDACTED]の土地は要注意ではなく遊休農地にしたということですか。</p>
<p>倉田明彦委員</p>	<p>去年までは耕作をしており、今年の春から手がつかなかったため、草丈が1mを超えるような田んぼが8筆まとまっております。</p> <p>大きなトラクターでないと、耕起もできないような現状で、土手もそのよ</p>

	<p>うな状況だったのですが、事務局に促していただき、20日のパトロールの時までには耕起だけはしていただいていたのですが、今後のことを考えますと、どこまで手が入るのかなという懸念はありますし、それがもし出来得ないということであれば、所有者と話し、今後も営農耕作が困難であるということであれば、耕作していただける方や農地購入希望者がいれば話を繋いでいこうという考えです。</p> <p>聞いたところによりますと、その方については■■■■の農地もそういう状態で、■■■■でもかなり悩みの種になったということです。</p> <p>久保地区だけではなく、村内の区画も相当の面積でこの方の所有になっている、あるいは借りて作っているというところで、他地区はわかりませんが、久保については一応何とか管理はしていただけましたという現状になっています。</p> <p>なので、要注意ですね。</p>
議 長	<p>今、おっしゃられた要注意の土地を除くと、遊休農地は増えていますか。あるいは、それを除けば、ほぼ平年並みということですか。</p>
事 務 局	<p>久保につきましては、要注意は確かに増えていますが、遊休農地1号については、昨年緑区分の所を再生困難にしたため、1号遊休農地の筆数は減少となりました。</p>
倉田明彦委員	<p>ただ、典型的に増えたというのは要注意で、1号黄区分や緑区分にはなっていないですが、今後、可能性としては出てくるということですか。</p>
議 長	<p>塩ノ井は遊休農地はないんですね。</p>
征矢昌博委員	<p>塩ノ井の状況は、昨年までは要注意が1件3筆だったんですが、今年は先程の話題に上がった方が借りて耕作している所が1ヶ所ありまして、それは26日にパトロールした時は何もされてない状況でした。</p> <p>ただ、その後見回って見たところ、今は起こして綺麗にされているという状況で、この方の農地を横並びで全て要注意にしました。</p> <p>また、塩ノ井も要注意に1件追加したのと、あともう1ヶ所が以前から貸出し希望が出ていたところについて、結局、借り手も見つからず何にもしていなかった所がありますが、借りて作るにも作りづらいような所なので、今後もよく見ていこうということで、要注意にしたのが3筆あります。</p>
議 長	<p>北殿地区お願いします。</p>
小林美晴委員	<p>去年は要注意で、いろいろお話をしてもらったら、何件かは耕作して草刈</p>

	<p>りもして解消したんですが、パトロール前に■■■■の皆さんですかね。20日までに恐らく忙しくて耕起と草刈りが間に合わなかったと思われる所が何件かあったので、後日見回って見たところ、草刈りと耕地はしてありました。</p> <p>去年亡くなって、今年相続した農地などは、息子さん達がまだ判断ができないのか少し考え中なのか、耕起のみの田畑もありますし、そのうちの1人は貸付と売渡希望が現在出ているので、その申出が決まれば、遊休農地もなくなるんじゃないかなという感じです。</p> <p>あともう一つは、親が施設に入っている方がいて、その方の名義になっているので、これからその方たちの息子さんを調べて、お話をしたいと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>南殿地区お願いします。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>昨年4筆ありましたが、今年度は1筆が売買によって新しい地主が解消してくれましたので、1筆が解消になっています。</p> <p>昨年から続いている1筆は、少し広い所なんですけど、ここを再生困難にして、ちょっと荒廃度を上げました。</p> <p>地主は■■■■に住んでいる方なんですけど、隣地の方が見かねて借りてもいいよと言っても貸さないと。ここの土地をしっかりと管理してくれますかと言うと、音沙汰もないという状況です。</p> <p>本来ですと借りてくれる人がいれば、せつかなので借りてもらえばいいと思うんですが、それすら嫌だということなので、もうここは再生困難で処理をしてもらうということに決めました。</p>
<p>議長</p>	<p>田畑地区お願いします。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>田畑は、田畑の信号から曲がって春日街道に出る道沿いの一等地の所がボサボサとしており、そこを調べたところ、耕作者が来年まで借りているんですが、どうも今年は契約が切れたか知らないのですが、3筆まとまって耕作放棄地になっている所があります。</p> <p>地主の方が私の■■■■だったので聞いたところ、今、隣で作っているのが解消に向けて動けるということで、とりあえず今年は1号緑区分で判断しました。</p> <p>あと、亡くなった方がいて、その後そのまま放棄されている農地が3ヶ所ほどありまして、そこも遊休農地ということで新しく出ています。</p> <p>あとは、去年耕作放棄地で、郵送した後、音沙汰がなかった所ですが、今年また水稻栽培をしてくださってる所がありますが、田植えはしたからいいけど、土手の草刈りを一度もしないということで少し周りからクレーム</p>

<p>議長</p>	<p>が出ている所もあります。</p> <p>また面積は増えてしまいましたけれど、隣接する耕作者の人達に遊休農地になるので耕作してくれないかということで、話をかけているので、今回そういうことで進めています。</p> <p>ですので、毎年出では毎年解消ということでやっています。</p> <p>神子柴地区お願いします。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>神子柴は、確か今年の11月末から■■■■が■■■■の土地の2枚あるうちの1枚を借りてくれることになったので、1筆は解消しました。</p> <p>今までは農地として使えるように年に数回、草刈りを私の方で行い、維持しております。</p> <p>それから、面積的にはそんなに大きくはないのですが、2筆森だと思っていた所が農地だったという所を発見してしまいまして、私の記憶にある限り恐らく30年ぐらい前も、もう既にそこは森だったような気がします、そういう場所がたまたま倒木の処理をした時に、いろいろ調べましたら、その倒木のあった周辺が農地だったということがわかり、2筆、両方合わせて8,000㎡ぐらいなんです、新たに再生困難という状態で、8,000㎡ほど実は増えてしまいました。</p> <p>それからあとは、アクセス道路沿いに1ヶ所■■■■という■■■■があり、その隣の土地で去年は■■■■の方で面倒見てくれるという話をしていたのですが、今年は残念ながら盛大に草が伸びておりまして、一部トマトを作った形跡は北の方にあるんですが、南の方はもうほとんど何もしてないということです。</p> <p>またここもお話をさせていただいて、きちんと耕作していただくか、もしくは地主さんにしっかりと管理をしていただくという方向で、また注意をしていきたいと思えます。</p> <p>あと例年、要注意であった■■■■の土地ですが、基本的には1枚を除いて、きちんと田んぼや耕作地も綺麗にさせていただきましたし、畔草も刈っている所が基本的には多いということで、要注意からだいぶ解消したと思えます。</p>
<p>議長</p> <p>唐澤忠委員</p>	<p>沢尻地区お願いします。</p> <p>沢尻は、1号緑区分が昨年まで2件あったんですが、1件は解消されています。</p> <p>他の1件はたしか胡桃の木が田んぼの中に生えているという状態なんです、今回解消された1件については、今年はきちんと草刈りをしてあって、</p>

<p>議長</p> <p>伊藤会長代理</p>	<p>木も生えていないという状況でしたので、今回解消という扱いにしました。ただ、水田となっているんですが、水の供給口もなく、実際には水田としての復元は難しいのかなという土地となっています。</p> <p>それと要注意農地は、去年は1件もなかったかと思うのですが、今年は18件ということで挙げさせてもらいました。</p> <p>これは田んぼの中に草が生い茂り、長いところは2～3mの草が生えており、土手草もものすごい状態で放置されているという状況です。</p> <p>沢尻の中では■■■■である特定の方2名となり、その方々がこういう状態になっているところを管理しているということになります。</p> <p>耕作者に伝えても、「忙しくてやってもらえない」とか、「ちょっと体調が悪くてできませんでした」ということで、どちらかというと言い訳しか返ってこない方達となります。</p> <p>そういうことで、周りからも苦情が一部入っていますし、中にはアレチウリなどが田んぼ中生えていて、隣接する方も困っているという圃場になります。</p> <p>そのため、このような方を今後どうしていったらいいんだろうかということで、何か対策を取らないとどんどん遊休農地へ繋がってしまうのかなという懸念をしております。</p> <p>南原地区お願いします。</p> <p>南原は、今まで農地ではないと思っていた所が、実は畑かんが入っており、農振農用地ということが判明して、そこが大変なことになっていて、私の何代も前からの農業委員も何も言ってこなかったのが農地でないとずっと思っていたんですが、土地改からあの土地は農振農用地と言われて、初めてそこが農地だとわかった所が2枚あります。</p> <p>あと、今までは要注意で様子をみていたけど、要注意では何も変わらないので遊休農地判定した所も何枚もあります。</p> <p>それからいくら言っても、大きい木が生えていて全然畑に戻す気がない所も何枚もあります。</p> <p>また、■■■■をやりたいということで農地を購入して、ブドウも植えたけど何もしないためオオブタクサに覆われて、植えたブドウはもう残っていないのではないかなと思う所も2枚ほどあります。</p> <p>若い人が夢を持って、あれやりたいこれやりたいで色々言って、実際始めてみたらもう不可能だなという所が何枚もあります。</p> <p>それから、父親が亡くなって、息子さんが相続もせず、こちら辺にもおらず、連絡先もわからないということで、ずっとそのままの状態の土地が何枚かありますし、これでいったらどんどん増えてしまうのではないかなと思っています。</p>
-------------------------	--

<p>議長</p>	<p>大芝地区お願いします。</p>
<p>城田忠志委員</p>	<p>大芝は、昨年とほぼ変わらないのですが、1号黄色区分とされてる所が、 ■が購入した■の■で、ここについては解消されました。 あと、皆さんもわかると思うのですが、■の所に入っていく 右側の銀杏畑に、銀杏が植えられたままここ3年ほど中の草を手入れせず 放置状態ですので、ここは今回要注意とさせていただきました。 今後経過を見ていきたいのですが、この方は話をしても色々言う方で、 一応、年に一度でもいいので草だけでも刈ってくださいと言ってはおきま したが、今後また来年再来年と要注意で見たいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>最後、大泉地区ですが、唐澤英樹委員と手分けをして回りましたが、ず と遊休農地だった所が、全て解消になったわけではありませんが、今ま では全然手が入っていなかった所が若干手が入り、少しずつ解消に向けて努 力をしているという状況が見受けられたという報告を唐澤委員より受けて います。 私の担当のところですが、大きな遊休農地というのはそのまま残っていま すが、ただ、おかげさまで2件ほど解消になりまして、1件は売買が成立 して、新しい人が買って耕作を始め、もう1件については、ハウスを取り 壊して解消に努めているということと、それから要注意の所については、 貸付が成立いたしまして、新たに借りていただけるということでそこは要 注意から外れるだろうと思っています。 それから、久保と同じ人ですが、当初の農地パトロールの時はこれは注意 していかなきゃいけないのかなと思っておりましたが、その翌々日にトラ クターで掻くだけですが、耕起していただきました。 そういような状況でございまして、去年との対比は私も見ていないので わかりませんし、要注意は増えているかもしれませんが、おそらく横並び ではないのかなと私は感じます。 今、各地区から報告をいただきました。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>一点いいですか。神子柴地区で先ほどおっしゃっていた森だった所が、実 は農地だったという話ですが、農地であれば畑作についても、水稻につい ても賦課金は土地改良区から発生するんですよね？</p> <p>その場所が国道よりも東側で、伊那土地改良区の管轄内よりも上というち ょうど中間の地区で、どこにも入ってない状況です。 賦課金の請求もないし、所有者の住所は■になっており、こちらに住ま われていないので、もうこの土地は森のままかなという感じです。</p>

	<p>資料の7ページをご覧くださいと思いますが、農地法における遊休農地対策の流れということで、この後は利用意向調査を行っていきます。今回1号緑、1号黄色、2号、再生困難に該当する農地所有者について、農業委員会から通知を出して、今後の意向確認を行います。通知については、次回の総会時に用意できるような形で進めていきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>解消については、基本的には中間管理事業を活用していただくなどして、遊休農地を解消していくような流れで進めさせていただければと考えております。</p> <p>続きまして、遊休農地解消補助金について説明致します。資料は8ページの方になりますが、こちらも以前から度々ご紹介しておりますが、改めてという形で載せております。</p> <p>遊休農地の解消については村の補助金がございますので、活用いただけるような事例がありましたらぜひ活用いただきたいということで載せております。</p> <p>続きまして9ページで、こちらも国の事業であり、参考で載せていますが、こちらの方は10a当たり43,000円の補助が出るという制度です。長野県農業開発公社に確認をしましたが、この補助額は作業料金として、支払われるというのではなく、賃借料に補填される形での支払いなるという話を聞いておりますので、情報提供させていただきます。</p>
事務局	<p>(2) 非農地判断について</p> <p>続きまして、資料10ページになりますが、再生困難と判断した土地が今回何筆かありますので、今後の流れについて説明をします。</p> <p>農地パトロールによって再生困難と判断した農地については、直ちにその農地を農業委員3人以上で農地パトロールを実施し、非農地にするかどうか判断を行い、非農地の判断をした場合は、農地台帳の整備を行うということになっております。</p> <p>再生困難と判断した土地の担当地区の農業委員の方は、非農地判断のための現地調査に出席していただくよう依頼させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>非農地判断した対象地についてですが、地目変更の手続きを行っていくこととなりますが、本来は所有者が手続きを行っていただくのですが、やっていただけない場合が多いとお伺いしているので、最終的には市町村等の職権で、地目変更して、非農地にする手続きに移っていきます。</p>
議長	<p>事務局から農地法における遊休農地の対策の流れということで、説明をいただきましたがご意見・ご質問はございますか。</p> <p>唐木委員どうぞ。</p>

唐木義秋委員	南殿で再生困難にした所があるのですが、今の説明を聞いてると、仮に非農地にした場合は荒れ放題になっていてもいいということですか。
事務局	非農地になれば、農業委員会とは関係がなくなりますが、根本的な問題は解決したわけではありません。 今回の南殿の土地は、過去に■■■■■■■■■■がやっていた所で、所有者は、その問題もあったのかなと思います。
唐木義秋委員	そうですね。地目が変われば農業委員会は関与できないし、他でも関与できるところはなかなかありませんよね。 地目が畑地から雑種地になるということですよ。
事務局	地目については、法務局の判断となります。
唐木義秋委員	要は全くペナルティにはならないということですか？
事務局	農地ではないため、農業委員会の所管からははずれますが、その現況が変わるわけではないということになります。
議長	そうなんです。唐木委員が心配されるとおり、農業委員会の管理から離れるが、誰が見て管理していくのかと。 景観上どうなんだということになりますし、要は農業委員会から手が離れるだけで根本的な解決にもならず、農業委員会が責任を取らなくていいということになってしまいますよね。
酒井明委員	僕が区長の時もそうでしたが、雑種地で荒れていた所があり、7～8年間、区や役場方から督促してやっと10年ぶりぐらいに草刈して綺麗になった所がありましたが今年行ったら、元の状態に戻っていたので、農地ならば農業委員会から書面や見回りで解消を促すとか結局そういうことではないですかね。
唐木義秋委員	再生困難にすると農地パトロールの時に話をしましたが根本的な解決とならないなら、取り下げて、今までと同じように農業委員会に触れられるようにしたいと思いますが、よろしいですか。
議長	南殿の土地は、■■■■■■■■■■のところちょっと痛い目に遭ったというか、柿を植えっぱなしで潰れてしまったという経験があるから、簡単には貸せないと地主さんは思っているかもしれないですよ。

唐木義秋委員	では、根気強く隣の人が耕作してくれると言っていますよと伝え続けていくしかないですね。
議 長	本当に消極的でしかないんだけど、それしか方法はないのかなと思います。どうぞ、倉田委員。
倉田明彦委員	<p>久保にも似たような所がありまして、所有者は死亡しており、相続人が相続放棄をしているということで、ずっと黄色区分で今年もそうさせていただきましたが、周りに住宅もありますし、例えば煙草など火を投げ込まれた場合、大火に及ぶということは間違いない内容です。</p> <p>ただ、そこが全く手がつけられない状況なところですので、農業委員会では限界があると個人的には判断をします。</p> <p>また、南箕輪村の行政として個人所有のものについて、相続放棄しているということは、積極財産が何もないという状況の中で、相続放棄するという方法しかないと思いますので、村の問題であるのか、県の問題であるのか、国の問題であるのか、全国を見るとそんな農地や土地がいっぱいあるのではないかなと想像しますが、抜本的な解消には全然なっていないということだと、農地パトロールの結果のみで対応できないと個人的には感じています。</p>
議 長	<p>久しぶりに農地パトロールをして、課題や悩みを把握できた気がします。そして口頭で報告していただきましたが、簡単に各地区の課題などを書面にして出していただけませんか。</p> <p>南箕輪村農業委員会の課題を事務局でまとめてもらって、即解決方法は見出せないのですが、オープンにして、課題についてどのようにしていこうかというのをまた議論する必要があるかなとそのように感じました。</p> <p>それぞれの貴重な意見をいただきましたので、こんな課題があるというのを、書面に落として事務局に提出していただき、それを事務局でまとめてもらい、ゆくゆくは地域計画にもつながる問題でもあるので、今後の方針を定めていくためにも提出をお願いします。</p> <p>そして、9ページの関係について、先ほども事務局から43,000円というのは、草刈りや抜根などの経費ではなく、賃貸借料に補填されるもので作業をすれば上限10aあたり43,000円払いますよということではないので注意してください。</p> <p>非農地判断について他に意見・ご質問ございますか。</p>
委員一同	(特になし)

事務局	<p>農地利用調整と貸付け・売渡し希望農地の情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月から10月に委員が貸付売渡し希望農地登録リストの整理を行い、会議で情報提供する農地を選定する。 ・会議については開催は2回に分け、1回目は地域計画の見直し意見交換会を併せて実施、2回目は1回目で利用調整できなかった土地について実施する旨を説明。 ・出席者については家庭菜園等の小規模農地の希望者、遊休農地及び要注意農地の耕作者、通作距離の遠い方については対象外とするが、小規模経営であっても委員が認めたものについては対象者とする。 ・地域計画区域内農地の貸付け売渡し情報については、長期間受け手が見つからないといった場合を除いて提供しない。 ・会議の日程や開催までのスケジュール等について説明し、協議を依頼。
議長	<p>今後の利用調整会議について説明をいただいた中でのご質問・ご意見ございましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>利用調整会議も2回開催の方向でどうだろうかという提案です。 そして、前から言っているのですが、南箕輪村全体で大規模農家がおられると思いますがその方々がどこを耕作しているかということをとらせたらと思っています。 個人の意見として、各地区に大規模農家さんがいらっしゃると思うので、ピックアップして今後の担い手としてまず、その方々に会議に参加いただき、土地を選定してもらい、集約に向けて話し合いできればいいのではないかと考えています。 そんなことも踏まえてご意見ございますか。 征矢委員どうぞ。</p>
征矢昌博委員	<p>今の会長の意見に大賛成で、これからの担い手になる人が一番作りやすい場所はどこかということを決めてもらうような会議は、担い手同士で区分けができていけば、その後いざ作れなくなったから、ここは次誰に作ってもらうと予定できるようになれば理想的かなと思っています。 なので、そういう意味では村内で大規模にやってる方、伊那市とかの方でも村内で大規模に作ってくれているような方も含めて、担い手が集約・集約できるようなものを会議の中で作っていただければと思っています。</p>
議長	<p>太田委員はどう思いますか。</p>

<p>太田和也委員</p>	<p>神子柴は、■■■■■という方が多く作って今、神子柴だけで7町歩も超えている状況です。</p> <p>実は自分の後輩から■■■■■ができてしまってもう全然できないので、西天の2枚をどなたかにお願いしたいという相談を受けた時も、その土地に続いた所で田んぼをやっていたこともあったので、■■■■■に買い取って欲しいという旨の話をしています。</p> <p>また、既に買い取った所で、■■■■■が2枚を1枚にする土地改良を自分で行い、土手を削って合併して大きい田んぼにした所も、3ヶ所あります。■■■■■は自宅から近い所で耕作されており、なおかつきちんとやっただけにしています。</p> <p>また、■■■■■の■■■■■にあたる方も、今年はいあまりの暑さでいい加減な草刈りをしておられたので、水利組合の方から一言物申しただいたところ、きちんとやっただけになったので、そういう形で進めています。</p> <p>その他にも、ちょうど今回、■■■■■の所を借りていただけるという■■■■■も、今は1町歩半ぐらいやってくれてるんですが、その方も多少増やしていただけるとか、あと、神子柴区内にはなりますが、■■■■■が今度認定農業者になったので、■■■■■にもう少し負担してやってもらおうかなという形で一応集約化は進めていける状況ではあります。</p>
<p>議長</p>	<p>もう一点、伊藤会長代理の話を聞いているとちょっと心配になるので、南原はどのように捉え、どのようにしたらいいかというのをお願いします。</p>
<p>酒井明委員</p>	<p>農道から下は住宅地が多くなってきており、牧草だと基本的に飼料を撒いたりするので作れない、普通の農地にしても消毒で苦情で言われてしまうので、借り手を探すというのが難しいのかなと考えているところです。</p> <p>また、相続した方たちはみんな農業をやっておらず、会う度にその土地について建前上は考えているとは言っているが、耕作者がいない土地も増えてきています。</p>
<p>議長</p>	<p>利用調整会議について他にご意見よろしいですか。</p>
<p>唐澤忠委員</p>	<p>大原則の①の2つ目にある要注意農地の耕作者は対象外とすると挙げられているのですが、沢尻の場合は先ほどの農地パトロールの際に話題にした方達は、2名とも大規模農家で、本人はどこかで集約してやりたいと希望されてはいるのですが、本人のやりたいという希望と、農業をきちんとやっているという条件が合わないの、そこら辺をどのようにして人選すればいいのかという点と、貸し手の方に聞くと、農地を荒らすような管理をしている人には貸したくないと、そういう意見もあります。</p>

議 長	<p>そういった部分で、今後農地をきちんと管理していける人をどのように見極めていくのが非常に重要になってくるかなと感じました。</p> <p>借り手がきちんと管理してくれるかどうかというのが難しい話ですよ。どちらかという、借りてくれれば万々歳で見ていたところがあるので。事務局に難しい話ばかりやらせていけないですが、それぞれ出た意見をまとめてもらって、どういう風に利用調整会議に持っていか検討していただけますかね。</p>
事 務 局	<p>利用調整会議を11月開催予定ということになると、できる限り進めていきたいと思っております。</p> <p>いくつか確認事項がありますが、皆さんの意見ですと利用調整会議は大規模農家を中心に開催する方向でよろしいでしょうかということをお伺いしたいです。</p> <p>また、農地パトロールの結果で、要注意農地や遊休農地の耕作者については解消してから参加してくださいという考え方でいいかということ、また、伊那や箕輪の方で村内で大規模に耕作している方が何人かいらっしゃるの、地区の委員さんの判断で対象とした場合、何a以上という面積要件を決めるか、またその判断は委員会で統一か地区毎か協議だけだと思います。</p> <p>また、会議を行う範囲について地区単位にするのか、もしくは認定農業者を集めて全村で1回で終わらせるのか、今日決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？</p>
議 長	<p>事務局から3つ言われた点をこれから検討しなければいけないと思っておりますが、提案になった点についてそれぞれご意見を賜りたいと思います。</p> <p>ただ、非常に時間が過ぎてきましたので、10分ほど休憩を入れようと思っておりますのでお願いします。</p> <p>再開後は、事務局の方からあった今後の会議の日程、それから地区ごとに開催か、それから面積要件をどうするのか、この3点についてお話をさせていただいて次に進もうと思っておりますので、お願いします。</p> <p>(休憩 15:10 から 15:20 まで)</p>
議 長	<p>先ほど最後に事務局から提案があった3点についてで、まず今後の日程の関係は案のとおり11月には少なくとも開催していかないと、作付の関係もありますので、年内には決めていかないといけないと思うので、11月開催がいいかと思っておりますがいかがですか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>

議 長	その次に、調整会議について地区ごとに開催するのか1本でいくのか、ご意見を賜りたいと思いますがいかがですか。
農政係長	<p>産業課農政係の鈴木です。</p> <p>バラバラにして行うイメージは去年の農政懇談会、各地区の公民館や役場でやったようなイメージで久保・中込・塩ノ井はそこだけで利用調整会議をやる、北殿・南殿はそこだけでやるという形で、濃い話ができるというか、非常に集中できるということはメリットとしてあるかと思います。</p> <p>あと、例えば一堂に会して去年のように講堂の中で開催だと、どの地区も集まっているので、農業者は一度で終わり、地続きで集約に繋がっていく可能性が上がります。</p> <p>デメリットとすれば、考えられるのは例えば北殿と南殿と塩ノ井は地続きですので、北殿・南殿だけでの利用調整会議をしても、地区をまたいで農地を借りてもらえる可能性を下げたしまい、一連性は薄れてしまうことがあるかと思います。</p> <p>あと、地区をまたいで借りたい農業者の方がいたとすると、その都度希望する地区の会場に足を運ぶ負担はあります。</p> <p>また、各委員さんの判断もあるかと思いますが、もし自分の地区に来てほしくない方がいた場合に、うちの地区には来ないでほしいと果たして委員さんから言えるのか、その線引きが難しいという問題もあります。</p> <p>事務局で考えられるメリットデメリットはそんなところですが、それを踏まえてご検討いただければと思います。</p>
議 長	鈴木係長から補足説明いただきましたが、どんな方向でいきたいと思いますか。思っていることでもいいですが、倉田委員どうですか。
倉田明彦委員	<p>認定農業者や中核的な農業者という位置づけになってる方が数名おられますが、まずはその方々に話を持っていき、相談するのがベストかなと思います。</p> <p>去年の会議の時になりますが、久保の方でたまたま会議に参加できず、希望していた所を他の方が所有することに決まってしまう、残念な思いをされたという経過があり、まず、地元の方に相談をし、調整をするスタンスがベストだと考えています。</p> <p>また、100歩譲っても、その方たちがどうしても無理であるならば、範囲を広げて他の地区の方に公開をしていくのがいいのではないかと思いますし、先ほどの沢尻の認定農業者の方の話のようなケースもあるので、そこは判断しづらいですが、周りの方々はそういうのは把握していると思いますので大丈夫かと思っています。</p>

<p>議 長</p>	<p>倉田委員は、まず地元をまとめてというような意見だと思うわけですが、いかがですか。 菅家委員どうぞ。</p>
<p>菅家美果委員</p>	<p>今までの経験としては、地区をまたいで集約している方もいらっしゃるの で、まずは全体でというのが私の意見で、第1回目に意見交換会も併せて 実施というところを重視するのであれば、それも全体で一緒の方が事務局 の負担も1回で済むかなと思います。 過去の利用調整会議でもそこまで農地が出ているようなイメージがないと いうか、何十筆もあるわけではないような気がしており、それは自分の地 区の方がメインだったので余計にそういうイメージかもしれませんが、そ れよりも、その後の意見交換会に時間をとって、去年の各地区で行われた 会を踏まえて、1年間で農業者や耕作者の皆さんが何を思っているかとい うのをもう一度聞き出す機会になるのかなと思います、そうなってくると調整 会議はおまけみたいになってしまうかなと思いますが、それをきっかけに 集まってもらって意見を聞き出すというのも一つの案なのかなと今、皆さ んの意見を聞きながら思いました。</p>
<p>議 長</p>	<p>酒井文代委員どうぞ。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>調整会議と全体をやって、思っていることなんです、去年の田畑地区の 地域計画の会議では50a以上西天地区で持つてる人を選定して通知を送 りました。 村全体でやるんでしたら、3ヘクタールや5ヘクタール以上やっている人 を第1回目にして、村中の地図で、どんと先にやる方が集積には向いてい るのかなとは思いました。 そうすると点在している村中をやってる人でも、50aとかではなく、でき れば2町歩～3町歩ぐらいのところ区切って本当に大きく集積していく というのもできたらいいかなと思いました。</p>
<p>議 長</p>	<p>どうぞ太田委員。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>私も第1回目は村全体でやっていただければいいと思います。 ちなみに、面積的には3ヘクタール以上を要件にさせていただくと、 が来なくて済むので、そうは言ってもだいぶ良くなったのですが、 少し厄介な状況にあるので、3町歩をボーダーラインにさせていただくとあ りがたいと思います。</p>

議 長	今それぞれ意見があり、面積要件の話がありますが、南箕輪村の耕作者分布で1～2ヘクタールの方が何%かわかりますか。
農政係長	<p>調べてみないとわかりません。申し訳ありません。</p> <p>私が先ほどから認定農業者認定農業者と申しましたが、これは村もしくは県の認定を受けた基幹的農業者で面積の要件ではないです。</p> <p>年間の農業所得が500万とか400何十万以上で、農業に関する労働従事時間が年間で何千時間以内というところで、あとは5年後の計画が達成できると見込まれるもので面積ではないです。</p> <p>このような方が法人も含めて村で40人ほどいます。伊那市の方もいます。先ほど太田委員さんから出た方も入っています。</p> <p>ですので、これはこの農業委員会の中で、例えば認定農業者のリストをお渡ししますので、この人に声かけてくれと言われれば、こちらはその方に声をかけます。</p> <p>ただ、問われた時に農業委員さんがそう選んだのでと答えざるを得ないですが、そういう抽出の仕方でもできると思います。一律全員呼んでくれと言えば全員呼びます。</p>
議 長	補足いただきました。質問ございますか。
小林美晴委員	大規模農家であっても、要注意の耕作者は先ほどみなさんから名前が幾人か出てるいるのですが、私としては[]なんですが、あの方の田んぼに関しては草刈りを全くしてないという感じで、やったとしても遅いし、稲刈りの時期になっても稲刈りができるような状態にしていないですが、あの方も一応は大型の法人ではあり、要注意となるのでしょうか。
議 長	<p>私は大泉ですから、フォローしますが気持ちは重々わかります。</p> <p>[]はご存知のように、[]をやっているので主に、[]がやっていて、周りと同じようにやってくれよなど話しておりますが返事はするけどやってくれません。</p> <p>逆に手が回らないくらい手広くやっていることではあると思いますが。</p>
小林美晴委員	やってくれてるのはありがたいのですが、私の持っている土地の近くに全て田んぼがあって大迷惑しており、大規模農家としてもいいのですが、もし呼ぶのであればもう少し考えて欲しいです。
農政係長	一つの手とすれば、こういう機会に呼んで、借りるならもっと今の所も含めてしっかり管理してほしいと農業委員さんが言えるちょうどいいチャン

<p>小林美晴委員</p> <p>議 長</p>	<p>スではあるのかなとも思います。 恐らく■■■■■は借りに来ると思います。 ちなみにこの方は、法人として認定農業者になっています。</p> <p>では、私としては全体で会議をしてもらった方がいいかなと思います。</p> <p>他にありますか。征矢委員どうぞ。</p>
<p>征矢昌博委員</p> <p>議 長</p>	<p>今の話のように作ってもらうのに大変だとか思うところもあるかもしれないんですが、利用調整会議になると、買い手が大勢おらず、買って行く人は今名前が挙がり、少し問題があるような方かもしれませんし、そういう人でないと購入までしてもらえない気がします。</p> <p>貸借なら集積ができますが、売買だとそこが一番難しいところになってしまうかなと思っています。</p> <p>なので、利用調整会議という名前にしながら、そこまで急いで調整してしまうよりは、今回はなるべく地域計画の見直しや意見交換会を主にし、特に大規模でやってる人が本当はどこを重点的に作っていきたいんだというところを委員会として把握できるようになればいいかなと思っています。</p> <p>という意味では、できれば会議の案内というよりも村内のどこの農地を集積していききたいかというのをアンケートのような形で先に取ってもらえると非常にいいかなと思っていまして、特に農地の農道ごとにくら位のイメージで重点的にここの農道沿いは私がやりたいんだというのを作っていただけると、ここらへんの農地はこの人が作るというのと、ゆくゆくは実際作ってる農地を交換していくことができると、さらに集積が進むと思っています。</p> <p>利用調整会議だとどうしても農地の売り買いがメインになってしまいますが、そうではなく今後、農地をどういう風にしていききたいかを先に決めて、その上で貸し借りなどを進められるようにしてもらい、来年以降につながるものを作っていければいいかなと思います。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>それぞれ意見を賜りました。</p> <p>まず全体の意見として、会議は全体でやったらどうだろうか。</p> <p>そして、認定農業者や大規模農家を中心にとのことですが、面積要件についてはどうしますか。</p> <p>ちなみに、全農で出されている水田農家の平均値が1ヘクタールから3ヘクタールが一番多いとされています。</p> <p>ご意見ございますか。どうぞ唐木委員。</p> <p>認定農業者で、耕作面積が例えば、2ヘクタール以上の方をリストアップ</p>

	はできますか。
農政係長	お時間をいただいて、農地基本台帳を開けばできます。
唐木義秋委員	そして、面積要件はカットし、売買は勧めない要はあつせんはしませんという表現でやったらどうかというのと、通作距離は曖昧にしたらどうかというのが私の意見です。 まず、大原則はいいと思いますが、ここで絞ってしまった方がいいのか、拾い上げてた方がいいのかというマネジメントだと思います。 厳しく絞るのか、できるだけ多く引っ張ってくるのか、どちらなんでしょうか。
事務局	原則は対象としないと書いてあっても、委員さんが許可すれば出席可能ですので各委員さんの判断で決まってくると思います。
唐木義秋委員	どのやり方でもメリットデメリットは出てきてしまうので、私は会議に皆さん来てくださいという感じで開催し、色々な人が来るのでそこでフローチャートを使うと、効いてくると思います。 最初からあまり絞らず、今回はトライアルで、大原則も意識しながら、資料にあるフロー図までをみんなで走らせて、結果を見てみたらどうでしょうか。
議長	認定農業者は46人くらいいるんですね。 征矢委員が意見をおっしゃられた時に、会議の通知を出す時に、あなたはどのくらいでどこを集積していきたいかの希望をアンケートで聞いてみようというのはいいかもしれないなと思っていたんですが、事務局どうですか。
事務局	調整会議前に認定農業者に出すことは可能です。
議長	それから、認定農業者を農業委員の中でふるいにかけることは可能ですか。
事務局	先ほど鈴木係長も言ったと思いますが、もしなぜ呼ばれなかったか聞かれても委員さんの判断ということになるので、その覚悟ができていればふるいにかけることができます。
議長	事務局から説明いただきました。ふるいにかけるのは委員の責任だということですので、そうした場合は、自信持ってかけてもらうと。 それと、気になるのが小林委員の意見の大規模にやってもらっているけれ

	<p>ども、管理がずさんで、今後もやはり注意していかないといけない方の出席について鈴木係長に先ほどフォローしてもらいましたが、調整会議の場で借りる場合などでも農地の保全についてはしっかりとお願いするというを常に徹底していかないといけないのかなと思います。</p> <p>そして、大原則の中にある距離の遠い人はここにも書いてあるように、私は外してもいいのではないかと思います。</p> <p>隣接する伊那市や箕輪町の方は呼び、それ以外の人は除外したらどうだろうかと思います、その点はいかがですか。</p> <p>耕作面積は唐木委員も言われたとおり、なしでもいいような気もしますが、条件はつけますか。</p> <p>酒井委員どうぞ。</p>
酒井文代委員	<p>既に3町歩4町歩でやっている人を大事にやっていってもらわないと、その人が嫌だと言ったらまたそれが大きく空いてしまうわけなんです。</p> <p>私が理想とする調整会議が、この地図を広げて、20人くらいの経営者の人たちが来て、20色で配置して、それを見た方が視覚的にとてもいいと思います。</p> <p>ですので、面積の要件がなぜ必要かという、うちの地区では認定農業者だけでも既に農地は貸しているし、農業に対してもうそれほどやっていないのにクレームだけ言う人もいますので、そういう人が会議に出てきてあれこれ言うよりは、実際に3町歩4町歩と耕してくれてる人を大事にして、その人が継続してやっていけるような会議にしていきたいと思えます。</p>
議 長	<p>認定農業者を外して面積要件をつけるということですか。</p>
酒井文代委員	<p>認定農業者というのも大事なんです、それもベースに入れてでも面積要件を外れるなら認定農業者であっても外してほしいというのが希望です。</p> <p>委員は全員が出動なので、委員さんがこの人だけは入れたいという人を入れていくというのが一番いいと思います。</p>
議 長	<p>酒井委員のご意見ございますがいかがですか。</p>
唐木義秋委員	<p>結論がなく、決めるのはなかなか難しいよね。</p> <p>すみません、私もよくわからなくなりましたので、今までどおりでどうでしょう。</p>
農政係長	<p>私の方で認定農業者が今、四十何人いてそれぞれの耕作面積がわからないので話が決まらないと思います。すみません。</p>

	<p>実はここで3町歩と決まっても、対象者を洗い出したら4、5人しかいなかったとなってしまうかもしれませんし、ただ、認定農業者は5年で更新をしていきます。</p> <p>ですので、前認定農業者だったけど、今は土地持ちで貸してしまっている人というのは更新されていませんので、今の四十何人というのはリアルにちゃんと農業してる人で登録されています。</p> <p>5年周期で県や村の審議会にかけて更新していきますので、昔の実績で認定するものではないので、実際今やっている人でなければ認定農業者となりません。ただ、その面積が私の方で今掘んでないので大変申し訳ないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>菅家委員どうぞ。</p>
<p>菅家美果委員</p>	<p>大原則のこの文面だけ見ての意見なんですけど、通作距離の遠い方は対象外という文章の続きの括弧がいないと思い、そこが欲しいなら、一番上の但し委員が認めたものについては出席を可とするに含めれば問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>いろんな意見が出ていまして、どうまとめていいかわかりませんが、11月開催だということは文章は、10月総会后とかですかね。</p> <p>そうしますと、今考えましたが、認定農業者の名簿と面積を今日出してもらい、自宅に帰ってチェックして、次の総会の時に選別するというのはどうでしょうか。もちろん名簿は口外などしないようお願いいたします。今の意見に関していかがですか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p> <p>(4) その他 (特になし)</p>
<p>事務局</p>	<p>4 農業委員会の法令遵守について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄や事務局職員による虚偽有印公文書の作成があり、再度法令遵守の実施について注意喚起を行う。 ・法令遵守の申し合わせ決議について読み合わせを実施。 ・委員会が担っている職務と責任について。 ・あわせて個人情報漏洩の予防のため、総会の資料等で使用しないものについて廃棄の徹底と、廃棄するものがあれば役場で処理をする旨を説明。

